

平成31年度施策評価表(平成30年度振り返り)

1 施策の概要 (第4次長期総合計画 (後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	09 障害者福祉の推進
上位政策	04 健康で幸せにすごせるまち
施策統括課	障害福祉課 施策統括課長名 森田 吉輝
関連課	障害福祉課
関連する個別計画等	東久留米市障害者計画、第5期東久留米市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画、東久留米市地域福祉計画 (第3次改定版)
予定計画事業	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進
施策に対する基本的な考え方 (第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためのサービスや、社会参加に向けた支援を進める。 ・関係機関との連携のもと、障害の特性に応じた情報の内容と提供手段の充実に努め、福祉サービスを円滑に利用できる体制づくりを進める。
基本事業名 (1~3) 第4次長期総合計画における方向性	
09-01 日常生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する理解を深め、ノーマライゼーションの理念をより浸透するため、啓発活動を推進する。 ・障害者及び難病者などが、福祉サービスを活用しながら、地域で自立して生活できるよう支援する。 ・障害者差別解消法、障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、市民等への周知、意識啓発に努める。 ・地域自立支援協議会とその専門部会の運営により、第4期 (平成27~29年度) 及び第5期 (平成30~32年度) 障害福祉計画の施策の評価・進行管理などを実施する。
09-02 日中活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する理解の周知・啓発を図り、一般就労 (企業就労)、就労継続に向けた支援をハローワークなどの関係機関とともに推進する。 ・就労支援室の活動を通じて、一般企業への就職と定着を総合的に支援する。 ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針を毎年度策定し、調達実績を公表するなどして、障害者の工賃向上へつなげる支援を行う。 ・身近な地域での活動に積極的に参加できるよう、障害者の社会活動への参加を促進する。
09-03 障害児への療育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や発達検診の実施により、障害児 (発達障害を含む) の早期発見・療育を推進する。 ・わかかさ学園発達相談室と子ども家庭支援センターや教育関係機関など、障害児本人を基本に、必要に応じてその家族などに対する相談を行い、切れ目のない支援体制に努める。 ・第1期障害児福祉計画に基づき、市がこれまで実施してきた療育及び相談活動を活用し、地域支援に努めていく。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1	福祉施設から一般就労への移行者数	人	13	15	11
2	施設入所支援サービス利用者数	人	92	94	95
3	共同生活援助サービス利用者数	人	126	128	148
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
本施策を構成する事務事業数	本	52	54	48	
トータルコスト	千円	3,666,240	3,890,706	4,003,913	
事業費（内書き）	千円	3,489,303	3,695,082	3,808,312	
人件費（内書き）	千円	176,937	195,624	195,601	

4 基本事業について (1~3)		
	令和2年度に向けた方向性	
1	<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立と社会参加を支えるためには、障害者自らの自由な選択と意思決定を尊重する地域づくりが必要である。日常生活の支援において、住み慣れた地域で生活を続けたいという障害者の意思に基づき、障害福祉サービスを提供しているが、障害者だけでなく、難病患者等へのサービス提供に向け、積極的かつ丁寧に生活状況の聴取を行っている。 ・親なき後を見据えた対策として、特に知的障害者のニーズが高いグループホームについては、平成30年3月策定の「第5期障害福祉計画」に沿って整備を進める必要がある。 ・医療費については、心身障害者医療費助成、難病医療費助成、自立支援医療の助成により、経済的負担を軽減するように支援している。 	<p>令和2年度に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援サービス、児童系サービスについては、障害当事者や障害者団体の代表、学識経験者、学校や保健などの行政機関の代表、障害福祉サービスを提供する事業所の代表からなる「東久留米市地域自立支援協議会」において内容を点検・評価してきた。これらを踏まえた「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」に基づき、障害者等を地域社会で支える仕組みの実現に努める。 ・市民に対し、「障害者差別解消法」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」について、その制度・内容と、社会的障壁の除去に向けた合理的配慮の周知を図るため、障害等に関する啓発事業を実施する。 ・民間企業と連携した就労支援の仕組みを検討していくとともに、事業所の強みを活かした業務展開を図る。 ・現在実施している施策や制度についても、実情に合わせた見直しを検討していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動の支援においては、就労面と生活面の支援を一体的に提供し、障害者の就労意欲の向上と一般就労促進を図る必要がある。また、障害者の社会参加実現には、地域との交流を図りながら進めていくことが大切である。障害特性の理解に向け、意識啓発とその周知が求められる。 ・一般就労に向けては、就労支援室「さいわい」と「あおぞら」が中核的施設としての役割を担っている。また、市役所でも実習生の受け入れを行い、協力企業と共に一般就労に向けての支援を行っている。「東久留米市障害者優先調達推進方針」については、障害者就労施設等からの物品等の調達を増やすように努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働くことは自己実現と社会参加において重要な要素であり、努力による自己の向上は生きがいにつながる。障害特性、状態により、企業就労へのステップアップをめざす福祉的就労の充実に向け支援していく。 ・市内事業者障害者雇用に係るセミナー等を実施し、一般就労の促進を図る。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・わかかさ学園は、障害児通園施設として障害児療育に取り組んでいる。また、健康課と連携体制をとりながら、市内全域の就学前児童の発達相談を受け付け、早期療育につなげている。 ・発達相談室は親子療育をはじめ、18歳までの障害児相談支援事業所として、サービス利用計画を作成しており、小中学校、特別支援学校及び教育相談室との連携体制をとり、市内全域の学齢期の児童の相談に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1期障害児福祉計画」により、現在の取り組み状況の確認や見直しなどについて、地域自立支援協議会の意見を参考にしながら検討していく。 ・療育の充実に図るため、健康課、教育相談室、学校、幼稚園、保育所等、他施設・関係機関との連携を一層進め、市内全域の障害児支援とその対応について検討していく。 ・令和2年4月に予定している発達相談室の西部地域支援センター移転にあわせ、わかかさ学園を児童発達支援センターへ移行し、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として展開していく。 ・医療的ケア児の支援については、地域自立支援協議会での意見を踏まえながら、児童発達支援センターを中心に検討を進めていく。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	令和2年度に向けた方向性
4			
5			

5 令和2年度に向けた施策方針

- ・令和2年度は「障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の最終年度となるが、毎年度実施している障害福祉サービス支給等の状況についての評価・見直しを行ない、その結果に基づき、令和3年度からの次期計画につなげていく。
- ・令和2年4月にわかかさ学園を児童発達支援センターへ移行し、これまで行ってきた通所支援や相談支援に加え、療育の知見やノウハウを活かした民間事業所への巡回相談や保育所等訪問支援事業を実施することで、本市における療育の向上と障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を目指していく。
- ・「東久留米市地域自立支援協議会」における活発な協議・活動を支援し、障害福祉に関する関係者による相互の連携及び地域における情報共有、障害者・児への支援体制の整備等について協議を行う。

6 令和2年度の施策の位置づけ

重点施策以外